



金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

平成24年11月16日

金融庁監督局保険課長 殿

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則2.(3)の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

保険業法第2条第26項、第275条第1項、第317条の2第4号

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会者は、平成23年6月22日に成立した株式会社であり、インターネット等のネットワークを利用した情報提供サービス等の事業を行っています。

照会者は、以下の内容のインターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）を行うことを検討しております。

(1) 本サービスの名称

「グッチョイス！」

(2) 本サービスの目的

インターネットを通じて、保険外交員（保険募集人や保険仲立人等、保険契約の締結を代理もしくは媒介する、関係法令に定められた資格を有する個人又は法人をいいます。）と保険加入希望者とをマッチングすることで、広く、保険の利用を促進すること。

(3) 本サービスのシステム

ア まず、本サービスに登録を希望する保険外交員が、以下の料金を支払うことを条件とし、照会者の承認を受けて、本サービスに登録します（以下、本サービスに登録された保険外交員を「登録者」といいます。）。

初回登録費用 金1万0500円（初回のみ）

月額固定料金 金1万0500円（毎月）

イ 次に、照会者は、登録者の個人プロフィール情報を、本サービスサイトから閲覧できる登録者の個人プロフィール画面に掲示します（別紙1参照）。

登録者の個人プロフィール情報及び登録者検索画面（別紙2参照）からは、以下の情報が読み取れる内容になっています。

- ① 登録者が対応することが可能な地域
- ② 登録者の得意な保険分野
- ③ 登録者の似顔絵
- ④ 登録者のコメント

なお、上記、各項目の内容については、照会者が、各登録者から事前に入稿を受け、その内容が、公序良俗に反しないか、特定の保険商品の内容を記載したものではないか、登録者の所属する特定の保険会社に関する記載がなされていないか、特定の保険商品、保険会社を推奨する内容になっていないか等の形式的な審査をして掲示するものとし、記載内容が実質的に真実に合致するか否かについて、照会者は一切関与しません。

ウ そして、本サービスサイトを閲覧した者（以下「ユーザー」といいます。）が、登録者が対応することが可能な地域や、登録者が詳しい保険の分野等の情報から、登録者を検索し（別紙2参照）、気に入った登録者の似顔絵をクリックすれば、当該登録者の個人プロフィールが記載された個人プロフィール画面を見ることができます。

エ ユーザーが、当該登録者の個人プロフィール画面を見て、当該登録者とコンタクトをとりたいと考えれば、当該登録者の個人プロフィール画面に設けられたフォーマット（別紙1の下部分参照）から、ユーザーの連絡先情報を記載して、照会者に対し、当該登録者とコンタクトをとりたい旨の通知をします。

オ これを受けて、照会者が、当該登録者に対して、本サービスサイト上のフォーマ

ットに記載され、照会者に送信されたユーザーの連絡先情報を送信するとともに、ユーザーからコンタクトを取りたい旨の連絡があったことを通知します。

カ 以降は、当該登録者とユーザーが自由に交渉し、照会者は、一切、関与しません。

#### (4) 本サービスの特徴

ア 照会者は、いかなる時点においても、登録者が、どの保険会社等に所属しているか又は所属していないかという点に関する情報を取得しません。

イ 照会者は、あくまで、登録者とユーザーを人的にマッチングさせるだけであり、その後の登録者とユーザーとの間の交渉に、一切関与せず、報告を受けることもありません。

ウ 本サービスによるマッチングの結果、登録者とユーザーとの間で、保険契約が締結されたとしても、照会者は、成功報酬等一切の報酬を受領しません。

エ 照会者と各登録者との間には、一切、資本関係はありません。

オ 本サービスサイト上には、本サービスが、特定の保険契約を推奨又は媒介するものではないということをユーザーに示すため、「本サービスは、特定の保険契約及び特定の保険外交員を推奨するものではありません」との記載を設けてあります（別紙1及び2参照）。

### 3. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠

#### (1) 照会者の見解

照会者は、保険業法第275条1項各号に定める者には該当しませんが、照会者が行おうとする本サービスは、同法第2条第26項にいう、「保険募集」に当たらないものと考えております。そのため、同法第275条第1項の適用を受けず、同法第317条の2第4号による罰則の対象とはならないと考えております。

#### (2) 照会者の見解の根拠

ア 保険業法において、保険募集とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいうとされています（保険業法第2条第26項）。

そして、保険契約の締結の代理とは、保険会社を代理して、保険契約を締結することをいうと解されており、保険契約の締結の媒介とは、保険会社のためにする保険契約締結の仲介・斡旋をいうと解されています。

イ 本サービスは、保険会社を代理して、具体的な保険契約を締結するものではなく、照会者の判断により、具体的な保険契約が成立し、保険会社に契約の効果が帰属するということはないので、保険契約の締結の代理をするものではないことは、明らかであると考えております。

ウ そこで、問題となり得るのは、本サービスが、保険会社のためにする保険契約締結の仲介・斡旋に当たるとして、保険契約の締結の媒介といえるのではないかという点にあると考えております。

保険契約の締結の媒介には、①保険契約の内容を具体的に申込者に説明したうえで、申込者の承諾を得れば、申込書に記載を行わせ、これを保険会社に提出するよ

うな、直接的な媒介形態と、②保険契約の締結に向け、契約見込み者を探し、申し込みの誘因ができるような状態にするような間接的な媒介形態が考えられます。

本サービスでは、照会者が、具体的な保険契約の内容には関与しないので、直接的な媒介形態に当たらないのは明らかであると考えます。

エ そこで、間接的な媒介形態に当たるか否かが問題となりますが、間接的な媒介形態に当たるか否かは、保険契約の締結に至るまでの、一連の行為の中での当該行為の位置付け等を踏まえて、総合的に判断されると考えられるところ、本サービスは、以下の各観点から、間接的な媒介形態にも当たらないと考えております。

(7) マッチング後は、照会者は、ユーザーと登録者との交渉に関与しないこと

本サービスでは、「2、(3)、カ」及び「2、(4)、イ」に記載したとおり、照会者は、照会者が、当該登録者に対して、本サービスサイト上のフォーマットに記載され、照会者に送信されたユーザーの連絡先情報を送信するとともに、ユーザーからコンタクトを取りたい旨の連絡があったことを通知した後は、一切、当事者間の交渉に関わることはなく、当事者から事後的な報告が照会者に対してなされることもありません。

また、具体的な保険契約の内容や資料は、当事者間で説明、交付され、保険契約の締結に必要な審査等も、登録者が、それぞれの責任に基づき行い、照会者は、この点について、一切関与しません。

このように、本サービスは、あくまで、人的マッチングを目的としており、保険契約の締結及び交渉に関しては、一切関与しないので、具体的な保険契約の締結に向け尽力するものでないことは明らかであると考えております。

したがって、本サービスには、媒介的要素がないと考えております。

(4) 本サービスサイトに具体的な保険内容に関する情報を一切開示していないこと

本サービスでは、登録者のプロフィール情報について、「2、(3)、イ」に記載したとおり、具体的な保険契約の内容は記載しておりません（前述のように、照会者が、コメント内容についても具体的な保険内容が記載されないように、形式的な審査をしております。）。

また、登録者が所属する保険会社の名称等についても記載しておりません。

本サービスにおいて公開される登録者のプロフィール情報は、「生命保険」や「がん保険」といった、登録者が得意としている保険の種類を判断できる程度の情報であり（別紙2参照）、保険契約の締結に向けた具体的な情報を提供するものではなく、照会者は、この点には関与しておりません。

保険契約の締結の媒介に当たるのは、保険契約の締結に向け、保険契約締結の仲介・斡旋をしているといえる場合であり、そのためには、保険契約を申し込む見込みがある者に対して、具体的な、保険会社の名称や、保険契約の内容を提示する必要があると考えております。

したがって、本サービスにおける照会者の役割は、あくまで、保険契約の締結とは無関係に、登録者をユーザーに紹介するという、人的マッチングを行う

という役割に過ぎず、具体的な保険契約の締結に尽力しているとはいえないので、媒介的要素はないと考えております。

(ウ) 照会者が得る報酬が保険契約の成否に影響されないこと

本サービスでは、「2、(3)、ア」及び「2、(4)、ウ」に記載したとおり、照会者が得る報酬は、登録者からの初回登録料及び月額利用料金のみとなっており、保険会社から報酬が支払われることはありません。

保険契約の締結の媒介が、具体的な保険契約の締結に向けられたものである以上、媒介者の報酬形態としては、保険契約の成立による成功報酬制をとるケースが多いと考えられます。

本サービスによって照会者が得る報酬金額は、保険契約の成否や、マッチングの回数に一切影響されません。したがって、本サービスが、具体的な保険契約の締結に尽力しているとはいえないのは明らかであり、この点からも、媒介的要素はないと考えております。

(エ) ユーザーからの希望に応えるものであること

本サービスでは、広く、保険の利用を促進するという目的のもと、「2、(3)、ウ及びエ」で記載したとおり、ユーザーからなされる登録者へのコンタクトの希望に応え、ユーザーの希望するマッチングについて手助けをするというシステムをとっております。

媒介とは、保険会社のためにする保険契約締結の仲介・斡旋をいうと考えられているところ、本サービスは、照会者が、ユーザーのために保険に関する情報を得る機会を提供するという性質を有するものにすぎず、保険会社のために積極的にユーザーに働きかけるという性質を有するものではありません。

したがって、本サービスは、ユーザーのためのサービスであるといえ、保険会社のために具体的な保険契約の締結に尽力しているという性質を有するとはいえないことから、媒介的要素はないと考えております。

オ なお、平成24年7月に公表された御庁のガイドラインである「保険会社向けの総合的な監督指針」の75頁においては、登録が不要な場合の具体例として、「商品案内チラシの単なる配布」や「事務的な連絡の受付」があげられています。

本サービスは、具体的な保険契約締結の交渉過程に一体関与しないという点（前記(ア)参照）、照会者が具体的な保険契約の内容に関与していないという点（前記(イ)参照）、保険契約の成立により、照会者が利益を受けるものではないという点（前記(ウ)参照）、の各点において、前記例示と同様の内容であり、この点からも、媒介に当たらないものと考えております。

カ 以上、述べてきましたように、本サービスは、具体的な保険契約の締結を促進するものではなく、保険契約の代理に当たらないのはもちろんのこと、保険契約の媒介にも当たらないと考えております。

また、「保険会社向けの総合的な監督指針」における、登録が不要な具体例と同様な事例であるといえます。

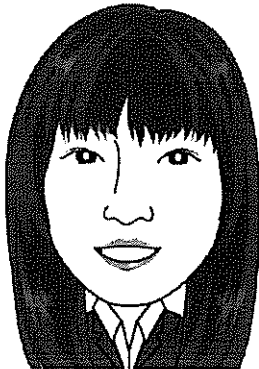
したがって、冒頭に記載したように、本サービスは、保険業法第2条第26項にいう、「保険募集」に当たらないので、第275条第1項の適用を受けず、第317条の2第4号による罰則の対象とはならないと考えております。

#### 4. 照会者による本照会に対する回答内容の利用方法

照会者は、①本照会に対する回答書をデータファイルとして読み込んだうえ、本サービスサイト上に、リンクを設け表示する方法又は、②金融庁のホームページで公開された回答書のURLを本サービスサイト上に記載する方法により、本照会に対する回答内容を利用したいと考えております。

以 上

いいね！ 0 | フォート 0 | 0 | 0



がん保険 介護保険 個人年金保険 医療保険 女性保険  
学資保険・子供保険 定期保険 所得保障 無選択型保険  
生命保険 積立保険 終身保険 緩和型保険 養老保険

はじめまして。

と申します。

出身は兵庫県、今は東京在住で保険外交員のお仕事をしております。

従来の日本では、医療・年金は国が補償してくれる、というのが常識でしたが、

皆様もご存じの通り、

少子高齢化や、日本の財政赤字など、自分の人生は自分で守る時代になりました。

そんな時代だからこそ、一生付き合っていく必要のある『保険』を見直しませんか？

沢山のお客様にライフプランニングをさせて頂いた経験を活かして、

ご家族が安心して人生を謳歌する為のお手伝いをさせていただきます。

まずは、どんな些細な事でも結構ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

ご用件

お名前

※メールアドレス

電話番号  
ご自宅の固定電話・携帯の番号を

※年齢

※都道府県  
お住まいの都道府県

ご住所  
〒番号は以下から入力

お問い合わせ内容  
「保険」ご相談です

お問い合わせ

トップ  
グッチョイスのご紹介  
ご利用方法  
このサイトの使い方  
保険のお立ち上げブログ

よくあるご質問  
運営者  
個人情報の取扱  
お問い合わせ

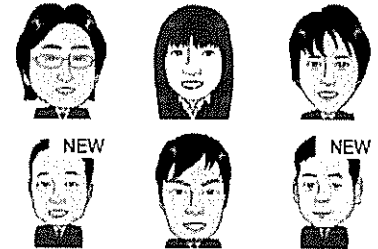
いいね！ 5 ツイート 54 1 0

この条件で見つかった保険外交員さん

6名 [2人で詳しく表示>>](#)

保険外交員に来てほしい場所を選んで下さい。

- 中国**
  - 広島
  - 岡山
  - 山口
- 鳥取**
  - 島根
- 北陸**
  - 富山
  - 石川
  - 福井
- 甲信越**
  - 新潟
  - 長野
  - 山梨
- 北海道**
  - 札幌市内
  - 札幌近郊
  - 後志地区
  - 空知地区
  - 旭川地区
  - 道北
  - 道南
  - 道東
- 東北**
  - 宮城
  - 仙台市内
  - 仙台市近郊
  - 仙北
  - 仙南
  - 青森
  - 岩手
  - 秋田
  - 山形
  - 福島
- 関東**
  - 茨城
  - 群馬
  - 栃木
  - 東京
  - 23区
  - 多摩
  - その他
  - 埼玉
  - 千葉
  - 神奈川
  - 西部
  - 中部
  - 東部
- 九州**
  - 福岡
  - 福岡
  - 北九州
  - 筑豊
  - 筑後
  - 佐賀
  - 熊本
  - 大分
  - 長崎
  - 宮崎
  - 鹿児島
- 四国**
  - 愛媛
  - 香川
  - 徳島
  - 高知
- 関西**
  - 大阪
  - 市内
  - 北部
  - 東部
  - 南部
  - 京都
  - 兵庫
  - 東部
  - 西部
  - 滋賀
  - 奈良
  - 和歌山
- 東海**
  - 愛知
  - 名古屋
  - 三河
  - 尾張
  - 岐阜
  - 三重
- 静岡**
  - 西部
  - 中部
  - 東部
- 沖縄**



保険外交員が詳しいジャンルを選んで下さい

- 学資保険・子供保険**
  - お子様の積立て
- 養老保険**
  - 期間限定の保障と積立て
- 定期保険**
  - 期間限定の保障
- 終身保険**
  - 一生の保障
- 個人年金保険**
  - 老後への積立
- 積立保険**
  - 貯蓄性がある「貯められる保険」
- 無選択型保険**
  - どんな状況でも入れる保険
- 緩和型保険**
  - 状況に自信がない人でも加入しやすい保険
- 所得保障**
  - 働けない状態等での収入保障
- 介護保険**
  - 介護状態での生活保障
- 生命保険**
  - 死亡時の保障
- 医療保険**
  - ケガ・病などでの入院保障
- 女性保険**
  - 女性特有の病に対して特に手厚い保障がある
- がん保険**
  - がんでの治療費を補填する保険
- 自動車保険**
  - 自動車の任意保険

Q 外交員を検索する

トップ  
グッチョイスのご紹介  
ご利用方法  
このサイトの使い方  
保険のお役立ちブログ

よくあるご質問  
運営者  
個人情報の取扱  
お問い合わせ